

高知県個人情報保護制度委員会と高知県個人情報保護審議会との差異等について

(1) 【個人情報保護制度委員会】（個人情報保護条例（旧条例）のR4末廃止に伴い廃止）

調査審議し、建議する項目	権限等
個人情報保護条例によりその権限に属された事項 (旧条例35条1項)	(旧条例8条3項3号・4項7号) 収集の制限(本人以外から収集する場合)に関する実施機関からの諮問 (旧条例9条1項6号) 利用の制限(目的以外の目的に利用する場合)に関する実施機関からの諮問 (旧条例10条1項7号・11条) 提供の制限(目的以外の目的に提供、オンライン結合による提供)に関する実施機関からの諮問 (旧条例15条3項) 死者に関する個人情報の開示請求者に関する実施機関からの諮問(※答申済) (旧条例16条2項)裁量的開示
新たな個人情報条例に関する事項について知事に意見を述べる (旧条例35条2項)	【令和4年度】 令和5年度からの個人情報保護法適用に伴う「個人情報の保護に関する法律施行条例」制定に係る諮問に対する答申等
個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べる (旧条例35条2項)	【令和3年度まで】 旧条例の改正等
住民基本台帳法に規定する事項 (旧条例35条3項)	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、同法第30条の40第2項の同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項

H14. 7月企画建設委員会議事録の市町村振興課長答弁から抜粋

「それでは、高知県住民基本台帳法施行条例議案について御説明を申し上げます。(略)
個人情報保護制度委員会の役割といたしましては、住民基本台帳法の方で住民票コードというものが新たに設けられることとなっております。民間事業者等が、例えば顧客に対して住民票コードを教えてくださいというような告知要求を行うことを禁止しております。その禁止規定に抵触するような事例が見受けられた場合には、都道府県知事がその中止について、まず勧告を行うこととなっております。業者がさらにその勧告に従わない場合には、この保護制度委員会の審議を経まして、その事業者に対しまして中止命令を都道府県知事はかけることができます。さらに、それに従わない場合には罰則規定を適用する。そういったことの審議を行っていただく役割を担っていただく。さらに、データベース化を民間事業者等が行おうとした場合にも、これも禁止してございますので、同様の処理に基づきまして最終的に中止命令を行える、そういう規定の部分の役割を担っていただくということで、個人情報保護制度委員会に新たにこの役割を設けることとしてございます。」

→ 【個人情報保護審議会】（個人情報の保護に関する法律施行条例（新条例）9条1項に設置根拠有）

意見を聴く項目	内容等
新条例9条1項	(高知県個人情報保護審議会) 第9条 法第129条の規定に基づき、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くため、高知県個人情報保護審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。
新条例9条2項	2 知事は、次に掲げる場合には、審議会の意見を聴くものとする。
(第1号)	(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合(規則で定める軽微なものである場合を除く。)
(第2号)	(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の基準を定めようとする場合
(第3号)	(3) 前2号に掲げる場合のほか、法第62条の規定による利用目的の明示の具体的方法、法第65条の規定に基づく正確性の確保のための方策、法第66条の規定による安全管理措置の具体的手法、法第69条第2項第1号の本人の同意の取得方法その他の県の機関等における個人情報の取扱いに関する運用についての細則を定めようとする場合
新条例9条3項	2 審議会は、前2項に定めるもののほか、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、同法第30条の40第2項の同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項について調査審議し、及び建議することができる。

新
新
変更なし

高知県情報公開条例6条1項ただし書・知事が管理する公文書の開示等に関する規則(情報公開規則)1条の2

意見を聴く項目	内容等
新 情報公開規則1条の2第1項第3号	(死者に係る個人に関する情報の開示等) 第1条の2 条例第6条第1項ただし書の規定に基づき、個人に関する情報(死者に関するものに限る。)を開示することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 当該死者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。))又は2親等以内の血族 (2) 当該死亡した未成年者又は成年被後見人の生前における法定代理人 (3) 前2号に掲げる者のほか、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年高知県条例第34号)第9条第1項の規定により置かれた 高知県個人情報保護審議会(第3項において「審議会」という。))の意見を聴いて知事が認める者
新 情報公開規則1条の2第3項	3 第1項の規定にかかわらず、知事は、当該情報を開示することにより当該死者の利益を害するおそれがあると認めるときは、 審議会の意見を聴いて、当該情報の全部又は一部について開示しないことができる。

※知事部局以外の実施機関(県教委、県警、県議会、収用委員会等)も、各々の規則や規程で“情報公開規則の規定の例による”と規定しているので、各実施機関の保有する公文書の開示請求手続において、情報公開規則1条の2第1項3号又は3項の事案が発生した場合、個人情報保護審議会の意見を聴くこととなる。

高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例56条

諮問できる項目	内容等
新 議会個人情報保護条例56条1号及び2号	(審議会への諮問の求め) 第56条 議長は、次に掲げる場合その他個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、 知事に対して、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年高知県条例第34号)第9条に規定する高知県個人情報保護審議会に諮問するよう求めることができる。 (1) 第9条第1項の規定に基づき講ずる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の基準を定めようとする場合 (2) 前号に掲げる場合のほか、第5条の規定による利用目的の明示の具体的方法、第8条の規定に基づく正確性の確保のための方策、第9条の規定による安全管理措置の具体的手法、第12条第2項第1号の本人の同意の取得方法その他の議会における個人情報の取扱いに関する運用についての細則を定めようとする場合

→ 個人情報保護審議会の人数、任期等

(2) 個人情報保護制度委員会の人数、任期等

人数	委員7名以内で組織(旧条例35条4項)
分野	学識経験を有する者のうちから知事が委嘱(旧条例35条5項)
任期	2年(旧条例35条6項)
会議の公開	公開(個人情報保護制度委員会規則3条3項)

変更なし
変更なし
変更なし

人数	委員5人以内で組織(新条例9条4項)
分野	学識経験を有する者のうちから知事が委嘱(新条例9条5項)
任期	2年(新条例9条6項) ※委嘱期間は、令和5年9月1日から令和7年8月31日までを想定しています。
会議の公開	公開(個人情報保護審議会規則3条5項)

※直近の任期は令和3年8月1日から令和5年7月31日までだったが、旧条例廃止に伴い、委員全員を令和4年度末で解